

報道関係者 各位

平成 31 年 1 月 9 日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 倉持 清子

(直通電話) 03-5403-2164

交通機械サービス不当労働行為再審査事件 (平成 29 年(不再)第 47 号・第 48 号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 山川隆一)は、平成 31 年 1 月 8 日、標記事件に関する命令書
を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～会社が団体交渉申入れに応じなかったことは、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たるが、
初審命令交付後に団体交渉が実施されたことなどにより、救済の利益は失われたとした事案～

初審命令交付後に実施された団体交渉において、会社側が必要な資料を提示し、可能な限りの
説明を尽くすことにより、実質的な交渉が十分なされていること等から、会社の団体交渉拒否に
よって生じた組合の団結権侵害の状態は既に是正されていると認められ、救済の利益が失われて
いるといえることができる。

I 当事者

第 47 号事件再審査申立人・第 48 号事件再審査被申立人
一般合同労働組合なんぶユニオン(「組合」)(東京都品川区)
組合員数 30 名(平成 28 年 4 月現在)

第 48 号事件再審査申立人・第 47 号事件再審査被申立人
株式会社交通機械サービス(「会社」)(東京都品川区)
従業員約 145 名(平成 28 年 12 月現在)

II 事案の概要

- 1 本件は、会社が、組合員 A の有期雇用契約不更新に係る団体交渉を 3 回で打ち切り、
それ以降の団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申
立てがあった事件である。
- 2 初審東京都労委は、会社が第 4 回団体交渉の申入れに応じなかったことは労働組
合法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たるとして、誠実団体交渉応諾、文書交付及び東
京都労委への履行報告を命じたところ、組合は救済方法の拡充を求め、会社は救済部
分の取消しを求めて、それぞれ当委員会に再審査を申し立てた。

III 命令の概要

- 1 主文
 - (1) 初審命令を取り消し、本件救済申立てを棄却する。
 - (2) 一般合同労働組合なんぶユニオンの本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 第4回団体交渉を拒否したことの不当労働行為該当性

会社は、第1回から第3回までの団体交渉において、組合員Aの雇用契約不更新の理由について口頭で一定程度回答してはいるものの、それ以上の説明を行う姿勢をみせず、組合が求める資料も一切開示しないという不十分な対応に終始していたのであるから、組合に対し必要な説明を尽くしたという会社の主張は採用できない。したがって、団体交渉が行き詰まりの状態に達していたとはいえないから、会社が、交渉の行き詰まりを理由に組合からの第4回団体交渉の申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

(2) 救済利益の存否

ア 初審命令交付までの事情における救済利益の存否

組合が団体交渉を行うことを希望していないとの前提に立った会社の主張は採用できず、また、組合が会社と折衝する機会を自ら放棄したとする主張も採用できない。よって、救済の必要性が失われたということとはできない。

イ 初審命令交付後の事情における救済利益の存否

初審命令交付後、会社は、組合に対し速やかに第4回団体交渉の申入れを行い、その後実施された第4回団体交渉では、自らが保有する組合員Aの雇止めの根拠を示す資料を可能な限り提示し、存在しない資料についてはその理由を繰り返し説明した上、組合員Aの上司を立ち合わせ、既に一定程度説明した雇止め理由について相当に詳細な説明を加えるなど、組合の理解を得るべく可能な限りの説明を尽くしたものとみることができる。そして、その後の組合の更なる団体交渉要求に対して、未だ説明が行われていない事項を個別具体的に特定するように会社が要求したところ、組合はこれに応じていないとの事情にも照らせば、これ以上交渉を重ねても進展がみられない状態となったものとみるのが相当である。よって、改めて会社に誠実団体交渉を命じることは要しない。

また、会社は、初審命令に従い、同命令交付後速やかに、組合に対する文書の交付及び東京都労委への履行報告を行っているから、今後の同種行為の再発防止等の措置を講じることについても、特段の必要はない。

以上のことから、会社の団体交渉拒否によって生じた組合の団結権侵害の状態は、既に是正されていると認めるのが相当であるから、救済の利益は失われたものといえることができるため、初審命令を取り消すこととする。

(3) 救済利益が認められる場合の救済方法

本件については救済の利益が失われているのであるから、救済方法に係る組合の主張について判断することは要しないが、組合は誠実団体交渉応諾だけでなく、その先にある雇止めの撤回まで命じなければならないと主張しているため、この点について付言する。

本件については、組合員Aに対する雇止めの通告は組合加入前に行われたものであり、組合は、同人の雇用問題に関する団体交渉拒否が労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であると申し立てていることから、本件の救済としては、団体交渉拒否の状態を是正することにより正常な集团的労使関係秩序の回復を図るべきものであり、組合員Aの雇用問題は当該団体交渉を通じて解決されるべきものである。これについて組合は、誠実な団体交渉が行われていれば雇止めの撤回及び雇用継続がなされる方向に交渉が進んだことは明らかであるから、その実行まで命じることが必要であるとも主張するが、誠実交渉を命じながら一方でその交渉結果を決定づける旨の命令を労働委員会が行うことは、救済の方法として適切ではない。したがって組合の主張は採用できない。

【参考】

初審救済申立日 平成28年4月7日 (東京都労委平成28年(不)第34号)

初審命令交付日 平成29年9月27日

再審査申立日 平成29年10月10日 (組合)

平成29年10月12日 (会社)